

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第73号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第75号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

議案第76号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（その4）の締結について

議案第77号 愛宕地区排水施設 J R横断部河川改修工事の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第80号 不動産の取得について

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第75号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についての審査におきまして、委員中から、ディスポーザーから排出される排水の下水道への流入に関する市の方針についての質疑があり、当局より、「ディスポーザーから排出される排水は、岩国市下水道条例第10条に規定する水質基準を超えるため、基準内におさまるよう排水処理を行う除害施設の設置をしないと流入は、認められない状況である。除害施設については、適切な維持管理が必要であり、その管理基準を定める要綱を設置したいと考えている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 不動産の取得についての審査におきまして、委員中から、愛宕山の周辺にある緑地の下にある特殊地下壕についての質疑があり、当局より、「国からは、今後、施設整備を行うに当たり、落盤している状況もあり、非常に危険な状態であるため閉塞される方向性であると聞いている。また、特殊地下壕の記録保存のための資料についても、過去の調査状況等確認した上で、不足があれば適切に対処したい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。